



須磨海浜水族園・海浜公園の再整備に係る 基本的な考え方（案） 【概要版】

事業の経緯と目的

神戸市立須磨海浜水族園は、昭和32年に須磨水族館として開館し、昭和62年に水族園としてリニューアルした後も、市民の教養とレクリエーションの場として大きな役割を果たしてきました。

開園から30年以上が経つ現在でも、年間110万人もの来園者数がある施設ですが、設備をはじめとする老朽化が進んでおり、今後これまで以上の集客を図るためには、抜本的な再整備による魅力向上が必要です。

海浜公園は、開園以来、時代のニーズや市の施策に合わせて度々改修が行われ、その形を変えてきましたが、現在の海浜公園は昭和60年代からほぼ変わっておらず、今日では必ずしも市民ニーズを満たしているとは言えないのが現実です。

一方、全国的な都市公園に対する考え方の流れについては大きな変化を迎えており、これまでの「公園をどうつくるか」の時代から、これからは「公園をどうつかうか」が求められるようになっていきます。

このような状況を踏まえ、子育て支援・健康づくりや交流人口の増加など市の施策を実現するためにも、これまでの市民利用を継続させつつ、水族園及び海浜公園のポテンシャルを活かした再整備を行うことにより、須磨海浜公園エリア全体の魅力を向上させることを目的とします。

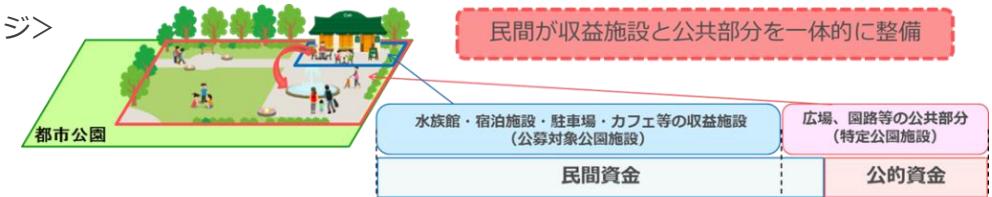
エリアの将来像

阪神間唯一の自然海岸である須磨海岸や長年市民に親しまれてきた松林の景観、歴史的・文化的景勝の地といった地域の特色を活かし、将来にわたって家族連れをはじめとする市民や観光客などの多様な人が集い、豊かな時間を過ごすことができるエリアとなることを目指します。

整備手法

- 平成29年度の都市公園法改正により創設されたPark-PFI制度を活用し、民間の資金とノウハウを活かした水族園及び海浜公園の再整備を行います。
- 公募により民間事業者から再整備やその後の管理についての事業提案を求め、総合的な評価に基づいて再整備を実施する民間事業者を決定し、その後、市と民間事業者との協議により事業内容を確定します。
- Park-PFI制度では、整備の対象を「公募対象公園施設」や「特定公園施設」等に区分し、民間事業者がこれらを一体的に整備します。
- 公募対象公園施設は民間資金により整備・運営し、特定公園施設は民間資金と公的資金を合わせて整備を行います。

<イメージ>



現状の課題

【須磨海浜水族園】

- 設備をはじめとして全体的に老朽化が進行しており、来園者のニーズに十分に答えられない状況が生じている。
- 今後も持続的かつ安定的に運営していくためには、抜本的な再整備を行い、施設の魅力をさらに向上させる必要がある。



【国民宿舎須磨荘（シーパル須磨）】

- 築20年を経て経年劣化が進んでおり、大規模改修等の必要がある。
- 市民に健全な休養の場を提供するという目的のため、条例で宿泊料等を定めていることから柔軟な料金設定ができておらず、また施設の仕様についても多様化する旅行者の宿泊ニーズに対応しきれていない。



【海浜公園】

- 市民ニーズが多様化する中、現在の公園施設の配置や機能は昭和60年代頃から大きく変わっていない。
- 園路や広場、遊具施設など全体的に老朽化が進んでおり、バリアフリーの視点からも不十分な状態である。
- 夏季を中心に多くの公園利用があるが、一年を通じて見ると季節による利用者数の差が大きく、海浜公園のポテンシャルを活かしきれていない。



【駐車場】

- 需要の季節格差や多様な利用者層の利用に対して、より柔軟な料金体系など利用者の視点に立った管理運営が求められる。
- 繁忙期には自動車による来園者が増大し、国道2号への渋滞対策が必要。



求めるもの

【水族館】

須磨海岸と松林が織りなす白砂青松の景観など地域の特色を踏まえ、民間事業者のノウハウを最大限に活用しながら、時代のニーズを捉えた取組みによって、より多くの集客を生み出す神戸観光の新たな核となる魅力を持った水族館。



【宿泊施設】

須磨海浜公園エリアのポテンシャルを最大限に引き出し、訪れた方が上質で豊かな時間を過ごすことができる宿泊施設。



【海浜公園】

- 都市公園としての基本的な機能「市民利用」、「景観・環境」、「防災」を確保し、海浜公園の歴史文化や総合公園としてのポテンシャルを活かしながら、一年を通じて家族連れをはじめ多くの人が集まる公園。
- 基本的な機能に加え、子育て支援や健康づくりなど市が進める施策に関連する機能が充実した公園。



イメージ

【駐車場】

周囲の交通環境への影響を最小限にとどめ、円滑に運営される駐車場。

【にぎわい施設等】

公園への来訪意欲や公園で過ごす時間の質を高める施設等によって、一年を通じて多くの来園者が集まることで生み出されるにぎわい。



イメージ

再整備における基本方針

水族館

- ・神戸市立須磨海浜水族園は、公の施設としては廃止し、民間事業者による建替え（民設民営）の提案を求めます。
- ・専門的な設備や知識を有する施設として、生物多様性や種の保存、飼育技術、さらには環境保全などに関する調査研究への取り組みについて提案を求めます。
- ・市内の小中学生以下の利用料金については、民間水族館の料金水準よりもさらに踏み込んだ低額な料金体系の提案を求めます。
- ・障がい者の利用料金の割引については、民間水族館の割引水準を上回る提案を求めます。
- ・現在飼育している生物等については、再整備を行う民間事業者の有償譲渡し、原則として継続して飼育することを求めます。
- ・再整備にあたり、現施設が完全に閉鎖してから新水族館がオープンするまでの期間を、可能な限り短くするような提案を求めます。

公園（一般園地）

- ・散策やラジオ体操等、従来からの利用が継続できるよう配慮することを条件とします。
- ・施設の計画はバリアフリーを基本とし、緑陰やベンチ、あずまや、トイレ等については、バランスよく配置されるような提案を求めます。
- ・松林（水族園以西）は、現況の7割程度は保全する提案を求めます。
- ・やむを得ず伐採する松（現況の3割程度が上限）についても、移植や新植により、全体として現状のボリューム感を保つ植栽計画の提案を求めます。
- ・海岸から見る連続した松林の景観、さらに鉢伏山に向けた眺望景観にかかる区域の松林は、原則保全した提案を求めます。
- ・旧住友須磨別邸跡、旧和田岬灯台（赤灯台）等の施設は、次世代に継承する財産として、移設を含め可能な限り保全する提案を求めます。
- ・災害時に一時避難地としての役割を可能とする広場やオープンスペースなどの確保を条件とします。

建築物に係る規制の考え方

- 【建物の用途（建築基準法）】
現行の基準の範囲内とします。
- 【建ぺい率の上限（神戸市都市公園条例）】
現行の基準の範囲内とします。
ただし、より質の高い提案を実現するために建ぺい率の更なる増加が必要な場合は、これを超える提案も可能とします。
- 【新たに建築する建築物の高さ】
周辺の風致と調和したものであることを前提に、現行の水族園の最高高さ（30m）を上限とします。

事業区域



その他の重要な視点

- 【周辺施設等との連携】
須磨海浜公園エリア及びその周辺の集客に相乗効果を生み出すような、公共交通からのアクセスや周辺施設との連携について、アイデアを求めます。（例：近隣商業・観光施設とのセット券、JR須磨駅からのエンターテインメント性のあるアクセス手段など）
- 【交通アクセスの検討】
公共交通の活用策やその周知方法、必要に応じた誘導警備の実施などについて提案を求めます。

宿泊施設

- ・神戸市立国民宿舎須磨荘（シーパル須磨）は公の施設としては廃止し、民間事業者による建替えまたは改修の提案を求めます。
- ・仕様や機能については、民間事業者から提案を求めます。
- ・公園内の施設として整備することから、宿泊者のみならず公園利用者も利用可能なものとなるよう配慮した提案を求めます。
- ・再整備にあたり、現施設が閉鎖し新しい宿泊施設オープンするまでの期間を、可能な限り短くするような提案を求めます。

駐車場

- ・季節間の需要変動に対応した適切な台数の駐車場整備を行うことを条件とします。
- ・国道2号等の渋滞を抑制する誘導対策など、駐車場の適切な管理運営を行うことを条件とします。
- ・多様な利用者の視点に立った柔軟な駐車料金の設定など、民間事業者のノウハウを活かした提案を求めます。
- ・再整備の工事期間中、球技場やテニスコート等の利用者が駐車場を利用できるように配慮した提案を求めます。

にぎわい施設等

- ・魅力あるにぎわい施設（ハード）及びイベント・プログラムなどの企画（ソフト）の内容等について提案を求めます。
- ・にぎわい施設やイベント・プログラムなどの企画は、公園の日常的な利用促進に資するものとし、多くの方が気軽に利用できるものであることを条件とします。
- ・にぎわい施設は、公園の景観と調和したデザイン・施設配置の提案を求めます。（例：松林の樹林下の活用など）

スケジュール（予定）

2018年度 （平成30年度）	パブリックコメントの実施 公募等設置指針（公募要領）の公表
2019年度 （平成31年度）	優先交渉権者の決定 基本協定締結、設計着手
2023年度 （平成35年度）	施設等の供用開始（予定）

意見募集のご案内

- 「須磨海浜水族園・海浜公園の再整備 基本的な考え方（案）」について、皆様のご意見を募集します
- 意見募集期間 平成30年12月21日（金）～平成31年1月23日（水）【必着】
 - 意見の提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参、神戸市ホームページ意見送信フォーム
 - 提出先 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館 9F
神戸市経済観光局観光MICE部 観光企画課「須磨再整備 意見募集」宛
M a i l : suma_renewal@office.city.kobe.lg.jp F A X : 078-322-6138

